

秋田市移住体験住宅運用に係る遵守事項

秋田市移住体験住宅を運用するに当たり、要綱および関係法令のほか以下の項目を遵守してください。

- 1 移住促進に向けた取り組みであることを理解し、移住希望者に対して丁寧な対応を行うこと。
- 2 宿泊する移住希望者が快適に過ごせる環境づくりに努めること。
- 3 秋田市での生活について移住希望者から質問等があった際、丁寧に対応すること。
- 4 移住希望者に対し、移住体験住宅利用兼助成金交付要綱第2条第1項第3号のアの(ア)に規定するアンケートへの協力を促すこと。
- 5 移住希望者から当該住宅への改善の要望等があった場合は、可能な範囲でその改善等に努めること。
- 6 秋田市が実施する事業等の周知に協力すること。
- 7 緊急時は以下の担当に連絡すること。

秋田市人口減少・移住定住対策課 移住定住担当

直通 018-888-5487

メール ro-plpo@city.akita.lg.jp